

**JASDAQ**

平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 イメージ ワン  
 代表者名 代表取締役社長 高田 康廣  
 (JASDAQ・コード2667)  
 問合せ先 取締役管理部長 鶴飼 良一  
 (TEL. 03-6233-3410)

### 第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 第三者割当により発行される新株予約権の募集

##### 1. 募集の概要

###### 【新株予約権発行に係る募集】

(1) 割 当 日	平成 30 年 5 月 11 日
(2) 新株予約権の総数	96 個
(3) 発 行 価 額	総額 7,507,200 円（新株予約権 1 個につき 78,200 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	960,000 株（新株予約権 1 個につき 10,000 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	565,267,200 円（差引手取概算額:554,267,200 円） （内訳）新株予約権発行による調達額： 7,507,200 円 新株予約権行使による調達額： 557,760,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 581 円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	PC 投資事業有限責任組合（以下、「PC ファンド」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	①行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ②行使条件等 本新株予約権には、1 回の本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 30 年 4 月 25 日）時点における当社発行済株式総数（5,721,100 株）の 10%（572,110 株）以上となる場合の、当該 10%以上となる部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ③新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降い

	<p>つども、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤その他 前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、「人の健康、国や社会の安心・安全」の分野において、“お客様の迅速な「意思決定」や「意思伝達」の支援”と“社会コスト削減への貢献”を企業理念に置き、医療分野（ヘルスケアソリューション事業）と、地球環境分野（GEO ソリューション事業）において、画像解析技術や情報通信技術を駆使したサービスを広くお客様に提供してまいりました。

このうち、当社が基幹事業分野と位置づけているヘルスケアソリューション事業においては、医療機関の放射線部門向け「医療画像保管・配信・表示システム（PACS）」などの現行商品の販売強化と並行して、従来より在宅医療・介護福祉分野をはじめとした新規事業展開を積極的に進めてまいりました。

また、平成 28 年 11 月 1 日には、当社のヘルスケアソリューション事業分野での技術及び営業ノウハウを活かした新規事業として、美容整形分野等の自由診療（保険非適用診療、自費診療）向けの予約・検索 WEB サービス事業を展開するため、株式会社光通信（以下、「光通信社」といいます。）の連結子会社である、株式会社 E P A R K（以下、「E P A R K 社」といいます。）との合弁会社である株式会社イメージワンゼロット（以下、「ゼロット社」といいます。）を設立いたしました。（平成 28 年 10 月 24 日付「子会社の異動を伴う合弁会社設立に関するお知らせ」にて開示）

このゼロット社の設立初年度（平成 29 年 9 月期）は、事業の核となる 2 つのポータルサイト「Dr. TIMES」と「CLINIQUE」の設計と立ち上げに注力し、第 2 期（平成 30 年 9 月期）にあたる今期は、広告宣伝等の強化を通してポータルサイトの認知度を上げつつ、美容整形分野を中心に契約クリニックの開拓を加速していくことで、早期の事業確立を目指してまいりました。

一方、光通信社は、平成 28 年 1 月 12 日に、インプラントや矯正などの歯科分野における自由診療向けの予約・検索 WEB サービス事業を展開するため、子会社の株式会社エンパワープレミアム（以下、「エンパワープレミアム社」といいます。）を設立し、その後、美容や健康などに関する消費者の自己投資支援事業を行う R I Z A P グループ株式会社とともに合弁会社の事業の確立を進めてまいりました。

ゼロット社とエンパワープレミアム社は、ともに『E P A R K』ブランドを基本のビジネスモデルに置くことや、それぞれ美容整形と歯科の分野において「自由診療」を共通のターゲットとしていることから、ポータルサイトやインターネット広告に関する戦略や、営業展開の強化策等について、多くの共通課題を持っていることに加え、設立からの事業進捗についても近似した状況となっております。

このような中、当社は合弁事業パートナーである E P A R K 社及びその親会社である光通信社との間で課題を共有し、協議した結果、ゼロット社とエンパワープレミアム社を合併することで、事業領域を統合し、人材資源を中心に様々な機能を合体できることから、ポータルサイトなどメディア対応力と営業体制の増強が実現し、事業加速と事業規模の拡大が目指せるとの合意に至り、本日別途開示する「連結子会社の吸収合併及び連結子会社・関連会社の異動並びに増資引受に関するお知らせ」のとおり、合併を進めることになりました。

当社は、医療分野における技術及び営業ノウハウを活かした新規事業として自由診療予約・検索 WEB サービス事業展開を進めておりますが、前述のとおり、ゼロット社とエンパワープレミアム社を合併し、同時にエンパワープレミアム社の増資引受けにより、光通信グループとのパートナーシップをより強化し、本合併事業の展開規模をより拡大してまいります。

エンパワープレミアム社の今後の事業方針として、第一にインプラントや矯正などの歯科分野における、自由診療向けの予約・検索 WEB サービス事業の更なる充実、第二に自由診療に力を入れる歯科クリニックで使用する、顧客管理システムの構築と販売の強化、そして最終的には、総合的な WEB サービス事業を目指す事となっております。

当社としては、これまで全国の医療機関に対して提供してきた「医療画像保管・配信・表示システム」など、医療画像システム関連商品にかかわる技術及び営業のノウハウを、エンパワープレミアム社の顧客管理システムの構築、販売等のサポートに活かしていく予定をしております。

エンパワープレミアム社の増資引受資金 195 百万円につきましては、本日別途開示する「第5回新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ」のとおり、直近に実施いたしました第三者割当による新株予約権発行により調達した資金 349 百万円を使途変更させていただき充当いたします。充当後の調達資金の残金 154 百万円は、合併後のエンパワープレミアム社の運転資金の融資を予定しております。今後に関しまして、事業規模の拡大によるエンパワープレミアム社の資金需要が増加するため、同社の出資割合に応じた融資金額が更に増加する見込であるため、本新株予約権を発行し、これによる調達資金にかかる融資 234 百万円に充当することとしました。

また、当社は、自由診療医科歯科領域の WEB サービス予約・検索サイト事業の展開する領域と、サービス範囲の拡大を意図しております。そして今後については、医療を含むヘルスケア分野での展開や M&A を含む事業投資への資金に充当する予定であります。上記事業領域、サービス範囲の拡大のため、本新株予約権を発行し、その発行及び行使による調達資金を、医療を含むヘルスケア分野での展開や M&A を含む事業投資への資金 320 百万円に充当することとしました。

本第三者割当により発行する新株予約権の行使によって、当社株式に一定の希薄化が生じることとなりますが、資本増強による財務体質改善と新規事業基盤の確立が可能となることから、既存株主様の利益に資するものと考えております。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株予約権の発行による資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、エンパワープレミアム社の運転資金融資のための資金調達、WEB サービス事業拡大のため M&A を含む事業投資を予定しており、これらに要する資金を調達するため、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、直近の平成 29 年 9 月期が最終赤字の決算となったことに加え、累積損失解消の課題をも残していることなどの理由から、間接金融（銀行借入）による資金調達が難しいため、既存株主の皆様株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行より割高であること、とりわけ、公募増資については、同時に将来の 1 株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行による資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様利益に充分に配慮しながら継続的な資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

## (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

PCファンドに対する本新株予約権は、下記に記載のとおり既存株主の皆様様の株式価値の希薄化に一定程度配慮することができる特徴があり、当社株式の流動性を確保しつつ資金調達が可能となっていることから、現時点において他の資金調達と比較して優れていると判断いたしました。

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した当社株式の一部を売却する場合には、市場動向を勘案しながら売却すること、④環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、PCファンドとの協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

### ①株式価値希薄化への配慮

本新株予約権による資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。また、本新株予約権の割当予定先であるPCファンドからは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。このため、既存株主の皆様様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

### ②流動性の向上

本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数（960,000株）は、当社発行済株式総数の16.78%であります。割当予定先であるPCファンドが本新株予約権の行使により発行される当社株式の一部を売却する場合には、市場動向を勘案しながら売却することで、流動性の向上が見込まれます。

### ③資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、もしくはPCファンド以外の割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## 【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権には、以下の特徴があります。

### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は581円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から960,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### (2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年4月25日）時点における当社発行済株式総数（5,721,100株）の10%（572,110株）以上となる場合、当該10%以上となる部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

### (3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、

当社が本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

#### (4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	565,267,200 円
発行諸費用の概算額	11,000,000 円
差引手取概算額	554,267,200 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（7,507,200 円）及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（557,760,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 100 万円（さくら共同法律事務所 弁護士 青木秀茂氏、東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号）・新株予約権評価及びコンサルティング費用 700 万円（株式会社プルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号）、登記関連費用 200 万円、その他諸費用 100 万円（株式事務手数料・外部調査費用）となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	自由診療医科歯科分野の予約・検索サイト事業を行う、関連会社の運転資金の融資	234	平成 30 年 5 月～平成 33 年 3 月
②	WEB サービス予約・検索サイト事業の拡大に向けた M&A 投資	320	平成 30 年 5 月～平成 33 年 9 月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※資金使途は以下の内容を予定しております。

① 前記「I. 第三者割当てにより発行される新株予約権の募集 2. 募集の目的及び理由」のとおり、合併するゼロット社とエンパワープレミアム社の両社ともに、創業から事業立上げ時期にあたり、合併後も独自に運転資金を調達することは困難であることから、合併事業を主導する当社及び光通信グループが株式持分割合に応じて、資金を融資して費用に充当する予定です。

エンパワープレミアム社に融資を予定する具体的な資金使途は、同社が合併後 3 ヶ年で予定している運転資金（予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費分 500 百万円、増強する ICT 分野に関する技術者及び営業担当の人件費分 1,000 百万円）のうち、当社からは株式持分割合に応じて、運転資金の 1,500 百万円の内、約 600 百万を融資予定としており、同日付「第 5 回新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ」で開示した人件費充当の融資金 154 百万円以外に、本新株予約権の融資金により充当を予定する広告宣伝費分 130 百万円と人件費分 104 百万円となっております。

② 平成 28 年 11 月、WEB サービス予約・検索サイト事業を目的に、光通信グループとの合弁会社としてスタートしたゼロット社は、自由診療医科分野のうち美容整形分野を中心に展開を始めましたが、本合併により歯科分野に領域が拡大することになりました。当社としては、今後も成長を見込める医療を含むヘルスケア分野で、同様の事業モデルや経営資源の展開を拡大して進める方針であります。美容整形及び自由診療歯科を中心とする事業をさらに領域拡大していくために必要な M&A 投資費用に全額を充当する予定です。現在案件をご紹介頂いている段階であり、どの案件を行うか検討段階です。概算金額として、320 百万円程度と試算しております。

なお、発行する新株予約権の行使が進まず、予定通りの資金調達ができなかった場合は、自己資金にて充当するするとともに、当初 3 年の事業計画を修正して行く予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における資金調達の使途については、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで収益の確保を目指してまいります。

その結果、当社の財務内容を改善し中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、評価報告書を取得しております。当該機関は、諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）、満期までの期間、配当利回り、無リスク利率、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の 200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を 1 日当たりの平均売買出来高の中央値の約 10%で売却すること）を考慮して、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果（新株予約権 1 個当たり 78,200 円）を基に割当予定先である PC ファンドと交渉した結果、第 7 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額を当該評価結果と同額である 78,200 円に、また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 30 年 4 月 24 日）の東証 JASDAQ スタンダードにおける普通取引の終値 645 円を参考として行使価額を 1 株 581 円（ディスカウント率 9.92%）に決定いたしました。なお、行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 697 円に対する乖離率は  $\Delta 16.64\%$ 、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 630 円に対する乖離率は  $\Delta 7.78\%$ 、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 548 円に対する乖離率は  $6.02\%$  となっております。

なお、本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を採用いたしましたのは、最近数か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

さらに、当社取締役会は、本新株予約権の発行価額については、ブルータス・コンサルティングの評価額と同額のため、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査等委員会より、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの算定結果と同額に決定されており、当該第三者機関の評価は、行

使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、有利発行には該当しないと考えられる旨の意見を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株予約権の行使による発行株式数は 960,000 株であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 5,721,100 株に対し、16.78% (平成 30 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 56,453 個に対しては 17.01%) に相当し、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、本新株予約権は取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、当社は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 581 円であります。これは平成 29 年 9 月期の 1 株当たり純資産 161.97 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が增強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、調達した資金を、事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、PCファンドから、本新株予約権については予約権行使による割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去 1 年間 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで) の 1 日あたりの平均出来高は約 249,000 株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数 960,000 株を、本新株予約権の行使期間である 2 年間で行使売却とした場合の 1 日あたりの数量は約 1,920 株となり、上記 1 日あたりの出来高の約 0.77% となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

## 6. 割当先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名称	P C 投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	
(3) 設置根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	総合的な個別企業分析により、国内外の上場会社又は有望な事業を行う国内外の非上場会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債等を投資対象として投資を行う	
(5) 組成日	平成30年1月23日	
(6) 出資の総額	4,000百万円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. 49.75% SBIキャピタルマネジメント株式会社 2. 37.50% 株式会社アイフラッグ 3. 12.50% 株式会社E PARK 4. 0.25% SBIインベストメント株式会社	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	SBIインベストメント株式会
	所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 川島克哉
	事業内容	ベンチャーキャピタルファンド等の運用・管理
	資本金	50 百万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社とファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

(注) PCファンドの出資者であるSBIキャピタルマネジメント株式会社、SBIインベストメント株式会社は、東京証券取引所市場一部に上場している、SBIホールディングス株式会社のグループ会社であり、SBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出した平成30年2月1日付けコーポレートガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力には毅然として対決することを宣言する」と定めていることを確認しております。

また、同じく出資者であるアイフラッグ社、E PARK社は、東京証券取引所市場一部に上場している、光通信社のグループ会社であり、光通信社が東京証券取引所に提出した平成29年12月25日付けコーポレートガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応する」と定めていることを確認しております。

以上により、当社はPCファンドの出資者が反社会勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。なお、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社の資金調達手段にとって現状で取り得る最良の手段について、これまでも検討を継続してまいりました。直近業績状況下において金融機関から新たな事業資金融資を受けることが困難であることから新株予約権発行による資金調達を企図するにあたり、割当予定先の選定については、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重いただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与いただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となる投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

光通信社とは、当社の子会社であるゼロット社の創業時からのビジネスパートナーであり、ゼロット社の事業運営の情報共有等をしております。そして当社の資本政策についても、意見交換をさせていただいていた状況でした。



このような経緯の中で、光通信社よりPCファンドを紹介いただいたものでございます。PCファンドからは当社の事業内容について前向きな評価を頂いており、当社にとっては同ファンドから出資を得ることで自己資本の充実が図れ、かつ当社の企業価値向上がPCファンドの利益となり、そのことがPCファンドに出資しているEPARK社の利益へ結びつくことから、エンパワープレミアム社を通じたEPARK社との協業の実効性を高めることができると判断し、検討した結果、当社は平成30年4月25日開催の取締役会決議において、PCファンドを割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。同社からは、新株予約権の行使にあたっては市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明していただいております。

以上から、当社はPCファンドを本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権につきましては、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、PCファンドからは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

PCファンドからは、本新株予約権の発行価額及び権利行使に係る払込みに要する資金について、PCファンドの出資者である4社の財産について確認いたしました。

当社からPCファンドの出資者である4社に対し、PCファンドへの出資予定及びその時期を確認したところ、回答を得ることが出来ました。今回の本新株予約権の行使の直前に、PCファンドの出資社である4社の各名義とする銀行口座から、PCファンド名義の口座に、出資比率を基に資金を出資すると口頭で確認しております。

光通信グループのアイフラッグ社は、平成30年4月12日時点の預金残高を、アイフラッグ社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認し、同じくEPARK社は平成30年3月31日時点の預金残高を、EPARK社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認しました。

一方、PCファンドの出資者である、SBIグループのSBIキャピタルマネジメント株式会社は、平成30年4月2日時点の預金残高を、SBIキャピタルマネジメント株式会社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認し、同じくSBIインベストメント株式会社は平成30年4月2日時点の預金残高を、SBIインベストメント株式会社を名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認しました。

以上により、本新株予約権の発行価額及び権利行使に係わる払込みに必要かつ十分な現金及び預金確保されていることを確認しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前	
株式会社コムシス	4.35%
日本証券金融株式会社	3.96%
株式会社SBI証券	3.93%
株式会社JJEHD	3.79%
株式会社ジェンス	3.54%
株式会社タイズコーポレーション	3.25%
株式会社ユニ・ロット	2.84%
小田 信光	2.64%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	2.62%
新山 洋史	2.23%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成30年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 上記のほか、自己株式 74,500 株（募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 1.30%）があります。
4. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 30 年 5 月 11 日から平成 32 年 5 月 10 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
5. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先である PC ファンドの保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

#### 8. 今後の見通し

本新株予約権に係る資金調達は、将来の当社業績に寄与するものと考えておりますが、現時点では、平成 30 年 9 月期の当社業績に与える影響につきましては、軽微と考えております。なお、今後、開示の必要性が生じた際には、速やかにその内容を開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期
連結売上高	—	—	1,385,671 千円
連結営業利益又は 営業損失（△）	—	—	△154,694 千円
連結経常利益又は 経常損失（△）	—	—	△175,798 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失（△）	—	—	△156,375 千円
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（△）	—	—	△32.71 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり連結純資産	—	—	161.97 円

（注）当社は、平成 29 年 9 月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前につきましては記載しておりません。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,721,100 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始 値	482 円	302 円	329 円
高 値	685 円	888 円	473 円
安 値	249 円	269 円	313 円
終 値	302 円	329 円	389 円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	426 円	442 円	483 円	499 円	618 円	860 円
高 値	457 円	555 円	538 円	658 円	830 円	875 円
安 値	397 円	429 円	471 円	426 円	572 円	561 円
終 値	435 円	481 円	500 円	628 円	822 円	645 円

(注) 4月の株価については、平成30年4月24日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年4月24日
始 値	625 円
高 値	652 円
安 値	616 円
終 値	645 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当による新株式の発行

(1) 払 込 期 日	平成27年5月28日
(2) 資 金 調 達 の 額	193,200,000 円 (差引手取概算額: 188,700,000 円)
(3) 募集時の発行済株式数	3,521,100 株
(4) 当該募集による発行株式数	普通株式 400,000 株
(5) 割 当 先	台湾の EBM Technologies, Inc. に対する第三者割当方式
(6) 当初の資金の用途及び支出予定時期	①医療部門主力商品の強化: 平成27年6月~平成30年9月 ②医科予約サービスサイト事業の新設合弁会社への出資: 平成28年11月
(7) 現時点における資金の充 当 状 況	①医療部門主力商品の強化 : 53,600 千円 ②医科予約サービスサイト事業の新設合弁会社 への出資 : 100,000 千円

・ 第三者割当による第4回新株予約権の発行

(1) 割 当 日	平成27年5月28日
(2) 発行新株予約権数	80 個
(3) 発行 価 額	総額 2,472,000 円 (新株予約権 1 個につき 30,900 円)
(4) 資 金 調 達 の 額	388,872,000 円 (差引手取概算額: 384,372,000 円)
(5) 募集時の発行済株式数	3,521,100 株
(6) 当該募集による潜在株 式 数	800,000 株 (新株予約権 1 個につき 10,000 株)
(7) 行 使 価 額	1 株当たり 483 円 (固定)
(8) 割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する 第三者割当方式

(9) 行 使 状 況	行使済株式数：800,000 株 (残新株予約権数 0 個、行使価額 483 円)
(10) 当初の資金の用途及び支出予定時期	①医療分野の新規事業開発：平成 27 年 8 月～平成 30 年 3 月 ②医科予約サービスサイト事業の新設合弁会社への出資：平成 28 年 11 月 ③小型無人飛行機 (UAV) の在庫増強：平成 27 年 10 月～平成 30 年 9 月
(11) 現時点における資金の充当状況	①医療分野の新規事業開発 : 134,800 千円 ②医科予約サービスサイト事業の新設合弁会社への出資 : 100,000 千円 ③小型無人飛行機 (UAV) の在庫増強 : —

・第三者割当による第 5 回新株予約権の発行

(1) 割 当 日	平成 28 年 11 月 10 日
(2) 発行新株予約権数	100 個
(3) 発行 価 額	総額 1,530,000 円 (新株予約権 1 個につき 15,300 円)
(4) 資金調達 の 額	354,530,000 円 (差引手取概算額: 349,030,000 円)
(5) 募集時の発行済株式数	4,721,100 株
(6) 当該募集による潜在株式数	1,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 10,000 株)
(7) 行 使 価 額	1 株当たり 353 円 (固定)
(8) 割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
(9) 行 使 状 況	行使済株式数：1,000,000 株 (残新株予約権数 0 個、行使価額 353 円)
(10) 当初の資金の用途及び支出予定時期	医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資 ：平成 28 年 11 月～平成 31 年 11 月
(11) 現時点における資金の充当状況	医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資 ： —

(注) 平成 30 年 4 月 25 日付け『第 5 回新株予約権発行に関する資金用途変更のお知らせ』にて公表したとおり、かかる資金用途を変更しております。詳細については、当該適時開示をご参照ください。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

株式会社 イメージ ワン 第7回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 イメージ ワン 第7回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 7,507,200 円
3. 申込期日 平成 30 年 5 月 11 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 5 月 11 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、P C 投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 960,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 10,000 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 96 個
  8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 78,200 円
  9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
    - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
    - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) 場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、581 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。
  10. 行使価額の調整
    - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場（以下「東証 JASDAQ スタダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、

かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成30年5月11日から平成32年5月10日（但し、平成32年5月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって取得することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年4月25日）時点における当社発行済株式総数（5,721,100株）の10%（572,110株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）以上となる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）以上となる部分にかかる新株予約権の行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

##### (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

##### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社 イメージ ワン 管理部

住所 東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

#### 21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 78,200 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおり決定した。

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上